

京都市有功者の表彰等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 59 号

京都市有功者の表彰等に関する規則の一部を改正する規則

京都市有功者の表彰等に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条中「総合企画局政策調整・広報担当局長」を「総合企画局長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(総合企画局市長公室)